



第62回

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年6月25日(水曜日)午前10時
(受付開始: 午前9時)

開催
場所

名古屋市中区栄1丁目3番3号
ヒルトン名古屋 5階 金扇の間

議案

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/4658/>



皆様の議決権行使が環境保全活動につながります

電子行使により削減された郵送費用を環境保全団体に寄付させていただきます。

日本空調サービス株式会社

証券コード: 4658

ご挨拶



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

私たちは1964年の創業以来、半世紀以上にわたり建物設備メンテナンスサービスに携わる独立系企業グループとして歩んでまいりました。

当社グループは「サステナブルな全てのステークホルダーの幸せ向上」を長期ビジョン（ありたい姿）としております。

これからも、建物設備メンテナンスサービスを通じて、お客様の事業活動におけるサステナビリティに寄与し、社会全体の価値向上を実現させてまいります。

株主の皆様には、引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 依藤 敏明

経営理念

お客様に安心感を与える最適な環境を維持するために、
技術力と人的資源を結集させ、高品質サービスを提供する

証券コード：4658
(発送日) 2025年6月9日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月2日

株 主 各 位

名古屋市名東区照が丘239番2
日本空調サービス株式会社
代表取締役社長 依 藤 敏 明

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nikku.co.jp/ja/ir/stockinfo/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4658/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本空調サービス」または「コード」に「4658」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができます。議決権行使につきましては、お手数ながら後記の「議決権行使のご案内」をご参照いただき、**2025年6月24日（火曜日）午後5時45分までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

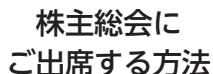
1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時（午前9時受付開始）
2. 場 所 名古屋市中区栄1丁目3番3号
ヒルトン名古屋 5階 金扇の間
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第62期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算
書類監査結果報告の件
 2. 第62期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
4頁から5頁をご参照ください。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいようお願い申しあげます。



株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

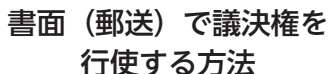


議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月25日 (水)

午前10時（受付開始：午前9時）

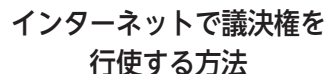


議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月24日 (火)

午後5時45分到着分まで



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日 (火)

午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 御中 株主総会日 _____ 議決権の数 _____ XX 股 _____ XX 股 _____ × × × × 年 × × 月 × × 日 	基準日現在のご所有株式数 _____ XX 株 議決権の数 _____ XX 股 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ ログイン用QRコード ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX 見本 パスワード XXXXXX ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
--	---

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

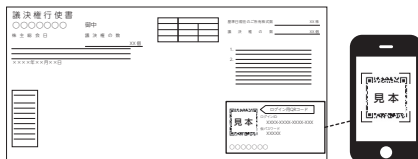
- ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 書面（郵送）とインターネットにより、重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 代理人により議決権行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

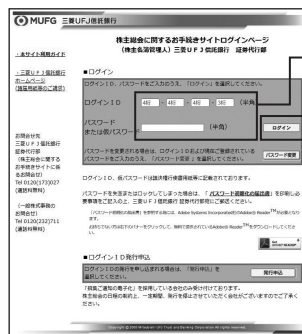


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

皆様の「インターネットによる議決権行使」が環境保全活動につながります。

当社は、インターネットによる議決権行使を推奨しております。株主の皆様インターネットで議決権行使いただくことにより郵送費用を削減することができます。

当社は、削減することができました郵送費用を「公益財団法人世界自然保護基金ジャパン(WWFジャパン)」の環境保全活動へ寄付いたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社グループは、本業の持続的な成長による利益拡大を前提とした、株主の皆様に対する利益還元を重視しております。また、安定的な利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しており、経営基盤の強化に向けた内部留保の充実を勘案しつつ、利益配分を決定することとしております。

株主の皆様への安定した利益還元の実現を目的として、1株当たりの年間配当金の下限を40円に設定しております。それと同時に、連結配当性向の用途を50%程度とする基本方針を設定し、自己資本当期純利益率の目標と併せることで、純資産配当率5%程度を目安とした株主の皆様への持続的な利益還元を実現させてまいります。

この方針に基づき、当期末の配当金につきましては、1株につき25円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金20円を含めた年間配当金は、1株につき45円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円、総額864,431,300円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月26日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名					現在の当社における地位			在任 期間	取締役会 出席状況
1	より 依	ふじ 藤	とし 敏	あき 明	再 任	代表取締役社長			3 年	20/20回 100%
2	す 諏	わ 訪	まさ 雅	と 人	再 任	取締役上席執行役員 人事部長			3 年	20/20回 100%
3	しら 白	いし 石	かず 一	ひこ 彦	再 任	取締役上席執行役員 事業部門統括			3 年	20/20回 100%
4	にし 西	かわ 川	ひろ 博	し 志	再 任	取締役			1 年	17/17回 100%
5	きた 北	がわ 川	ひろみ		再 任	社 外	独 立	取締役	3 年	20/20回 100%
6	にし 西	はら 原	ひろ 浩	ふみ 文	新 任	社 外	独 立	－	－	－
7	つ 柘	げ 植	さと 里	え 恵	新 任	社 外	独 立	－	－	－

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

より ふじ とし あき
依 藤 敏 明

(1967年 3月15日生) 候補者の有する当社の株式数…………… 36,400株

〔略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況〕

1987年 4 月	当社入社	2022年 6 月	当社取締役執行役員経営企画部長兼海外部長
2013年 4 月	当社東日本本部横浜支店長		NACS Singapore Pte. Ltd. Managing Director
2014年 4 月	当社執行役員横浜支店長		NACS Engineering Myanmar Co., Ltd. Managing Director
2015年 4 月	当社執行役員九州支店長		
2022年 4 月	当社執行役員経営企画部長兼海外部長	2022年10月	当社取締役上席執行役員経営企画部長兼海外部長
2022年 5 月	株式会社日本空調北陸取締役 NACS BD Co., Ltd. Chairman & Director	2023年 4 月	当社取締役上席執行役員経営企画部長
		2024年 4 月	当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

国内主要拠点の支店長等の要職を長きにわたり歴任するなど、営業面や経営管理の豊富な知識と経験とともに、建物設備工事業にも長く携わり培った技術面の知識と経験を有しており、これらをいかして、引き続き、当社グループの競争力や企業価値の向上に強いリーダーシップを発揮できる人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

す わ まさ と
諏 訪 雅 人

(1965年 8月27日生) 候補者の有する当社の株式数…………… 34,800株

〔略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況〕

1984年 4 月	当社入社	2019年 4 月	当社執行役員人事部長
2004年 4 月	当社中国支店長（現 中四国支店）	2020年 5 月	株式会社日本空調北陸取締役
2007年 4 月	当社三河支店（現 名古屋支店）豊橋グループマネージャー	2020年 7 月	当社執行役員経営企画部長
2008年 4 月	当社三河支店長	2022年 4 月	当社執行役員人事部長
2010年 4 月	当社関東支店長	2022年 5 月	日空ビジネスサービス株式会社取締役（現任）
2011年 5 月	当社管理・教育本部人事部長	2022年 6 月	当社取締役執行役員人事部長
2014年 4 月	当社人事部長	2022年10月	当社取締役上席執行役員人事部長（現任）

取締役候補者とした理由

支店長や国内子会社の取締役等の要職を歴任し、営業面や経営管理の豊富な知識と経験を有するとともに、人事部長として培った知識と経験をいかし、引き続き、当社グループの企業価値向上を図ることができる人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

しら いし かず ひこ
白石 一彦

(1968年3月29日生)

候補者の有する当社の株式数…………… 22,700株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1986年4月	当社入社	2022年6月	当社取締役執行役員名古屋支店長
2013年4月	当社西日本本部中国支店長（現 中四国支店）	2022年10月	当社取締役上席執行役員名古屋支店長
2015年7月	日本空調四国株式会社代表取締役社長	2023年5月	日本空調システム株式会社取締役（現任）
2015年10月	同社取締役	2024年4月	当社取締役上席執行役員事業部門統括（現任）
2020年4月	当社執行役員中四国支店長	2024年5月	株式会社日本空調北陸取締役（現任）
2021年4月	当社執行役員名古屋支店長		株式会社日本空調東北取締役（現任）

取締役候補者とした理由

国内主要拠点の支店長及び国内子会社の代表取締役等の要職を長きにわたり歴任するなど、営業面や経営管理の豊富な知識と経験とともに、建物設備メンテナンス業にも長く携わり培った技術面の知識と経験を有しており、これらをいかして、引き続き、当社グループの競争力や企業価値の向上を図ることができる人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

にし かわ ひろ し
西川 博志

(1961年11月12日生)

候補者の有する当社の株式数…………… 6,480株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1982年4月	株式会社日本空調北陸入社	2015年4月	同社取締役ソリューション営業部石川部長
2011年4月	同社開発営業部長	2015年6月	同社取締役ソリューション営業部石川部長 兼エコ事業部長
2012年4月	同社ソリューション事業部石川部長	2017年4月	同社取締役エコ事業部長兼営業開発部長
2013年4月	同社執行役員ソリューション営業部石川部長 兼エコ事業部長	2019年4月	同社取締役営業開発・エコ事業部統括部長
2013年5月	同社執行役員ソリューション営業部石川部長	2021年4月	同社取締役
2014年4月	同社執行役員ソリューション営業部石川部長 兼エコ事業部長	2021年5月	同社常務取締役
2014年6月	同社取締役ソリューション営業部石川部長 兼エコ事業部長	2022年5月	同社代表取締役社長（現任）
		2024年6月	当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由

当社子会社である株式会社日本空調北陸における技術部門の要職を歴任し、同社の代表取締役社長としての経験と実績を有していることから、引き続き、当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことができる人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

きた がわ

北川 ひろみ

(1962年11月4日生) 候補者の有する当社の株式数……………

0株

〔略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況〕

1996年 4 月	弁護士登録 南館法律事務所（現 弁護士法人GROWTH）入所	2016年 4 月	愛知県弁護士会副会長
2003年 7 月	南館・北川法律事務所（現 弁護士法人GROWTH） パートナー弁護士	2017年 4 月	南山大学法務研究科教授（現任）
2014年 4 月	中部弁護士会連合会理事	2022年 4 月	弁護士法人GROWTH代表社員（現任）
		2022年 6 月	当社社外取締役（現任）
		2023年10月	株式会社エイチーム社外取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に社外役員となること以外の方法で一般事業会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知識と経験に加え、愛知県弁護士会副会長や大学教授を歴任する等の豊富な経験に基づき、引き続き、当社の重要な経営判断の場及び当社の取締役候補者の選定や役員報酬の決定等において適切な助言及び提言が期待できる人材として、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

6※

にし はら ひろ ふみ

西原 浩文

(1963年2月24日生) 候補者の有する当社の株式数……………

0株

〔略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況〕

1985年10月	等松・青木監査法人（現 有限責任 監査法人トーマツ）入社	2021年 7 月	ウエストオリジン合同会社代表社員（現任）
1989年 3 月	公認会計士登録	2022年 6 月	一般社団法人キタン会監事（現任）
2004年 6 月	同法人パートナー	2022年 9 月	国立大学法人北海道国立大学機構監事
2020年 8 月	税理士登録 西原浩文公認会計士税理士事務所所長（現任） 株式会社フォーサイト社外取締役（監査等委員）（現任）	2023年 6 月	リゾートトラスト株式会社社外取締役 役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に社外役員となること以外の方法で一般事業会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての専門的知識と経験に加え、他社の社外取締役（監査等委員）や国立大学法人の監事を務められてきた豊富な経験に基づき、当社の重要な経営判断の場及び当社の取締役候補者の選定や役員報酬の決定等において適切な助言及び提言が期待できる人材として、社外取締役候補者となりました。

〔略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況〕

1990年 4 月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入社	2015年 6 月	愛三工業株式会社社外取締役（現任）
1995年 4 月	公認会計士登録	2017年 3 月	ホシザキ株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
1999年 1 月	柘植公認会計士事務所所長（現任）	2021年10月	株式会社十六フィナンシャルグループ社外取締役（監査等委員）（現任）
2001年 9 月	税理士登録		
2007年 6 月	株式会社ラ・ヴィーダプランニング代表取締役（現任）		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士及び税理士として専門的な知識と経験を有していることに加え、他の上場会社で社外取締役、社外取締役（監査等委員）を務められてきた豊富な経験に基づき、当社の重要な経営判断の場及び当社の取締役候補者の選定や役員報酬の決定等において適切な助言及び提言が期待できる人材として、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 「候補者の有する当社の株式数」については、2025年3月31日の所有株式数を記載しております。
4. 北川ひろみ氏、西原浩文氏及び柘植里恵氏は、社外取締役候補者であります。
5. 北川ひろみ氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
6. 当社は、非業務執行取締役である西川博志氏及び北川ひろみ氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認可決された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、西原浩文氏及び柘植里恵氏の選任が承認可決された場合には、両氏と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項(2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、北川ひろみ氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
9. 西原浩文氏及び柘植里恵氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認可決された場合には、独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役中島雅利氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

な か ね し ほ	中 根 志 保	(1973年8月21日生)	候補者の有する当社の株式数……………	0株
-----------------------------------	----------------	---------------	--------------------	----

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

2005年10月	愛知県弁護士会弁護士登録 蜂須賀法律事務所入所（現任）	2023年 4 月	愛知県弁護士会行政連携センター副センター長（現任）
2020年 4 月	中部弁護士会連合会理事	2024年 4 月	名古屋家庭裁判所調停委員（現任）
2021年 4 月	愛知県弁護士会副会長		日本弁護士連合会弁護士任官等推進 センター事務局次長（現任）

社外監査役候補者とした理由

一般事業会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知識と経験に加え、愛知県弁護士会副会長等の要職も複数歴任する等の豊富な経験を当社グループの実効的な監査に反映していただけると判断し、社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 中根志保氏は新任の社外監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 「候補者の有する当社の株式数」については、2025年3月31日の所有株式数を記載しております。
4. 中根志保氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項(2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されまると、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 中根志保氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合には、独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

〈ご参考〉取締役・監査役のスキルマトリックス（第62回定時株主総会後の予定）

	氏名	性別	地位	属性	主な専門性や知識・経験・能力等						
					企業経営・ 経営戦略	営業	財務・ 会計	技術・ 品質	人事・労務・ ガバナンス	海外事業	環境
取 締 役	依 藤 敏 明	男性	代表取締役社長		●			●		●	●
	諏 訪 雅 人	男性	取締役 上席執行役員 人事部長		●			●	●		
	白 石 一 彦	男性	取締役 上席執行役員 事業部門統括			●		●		●	●
	西 川 博 志	男性	取締役		●	●				●	●
	北 川 ひろみ	女性	取締役	【社外】 【独立】	●				●		
	西 原 浩 文	男性	取締役	【新任】 【社外】 【独立】	●		●		●		
	柘 植 里 恵	女性	取締役	【新任】 【社外】 【独立】	●		●		●		
監 査 役	淵 野 壽 士	男性	常勤監査役		●	●				●	
	小 林 正 博	男性	常勤監査役		●	●			●		
	寺 澤 実	男性	監査役	【社外】 【独立】	●		●		●		
	中 根 志 保	女性	監査役	【新任】 【社外】 【独立】	●				●		

※各氏が有する専門性や知識・経験・能力等のうち、主なものを最大4つまで記載しております。

以上

事業報告

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に弱い動きがみられるものの、緩やかに回復しております。鉱工業生産は、在庫調整の進展を背景に電子部品・デバイスが回復したことから増産となった一方で、台風や地震等の自然災害による工場停止、折からの認証不正問題等の影響から、増産と減産を繰り返しており一進一退の動きとなっております。個人消費は、物価高の影響で一部に弱い動きがみられるものの、持ち直しております。

このような経済環境の中、ビルメンテナンス業界においては、省エネや省コストに加え、病院での手術室の無菌化や院内感染の防止、製薬工場や再生医療研究所等でのバリデーションサポートといった高度な技術力に対し関心が高い状況です。

当社グループにおいては、サービスを提供する現場でのお客様との接点を最重要視し、当社のノウハウを活かした「設備及び環境診断・評価」「ソリューション提案（省エネ・省コスト提案、環境改善提案）」を通じてお客様の潜在ニーズの掘り起こしに努め、お客様の事業活動におけるサステナビリティに寄与すべく、新規物件の獲得や既存契約の維持に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は64,438百万円（前連結会計年度比10.7%増）、営業利益は4,191百万円（同15.5%増）、経常利益は4,373百万円（同13.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,102百万円（同13.8%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は3,630百万円であります。その主なものは、当社九州支店新社屋の用地取得及び建設、また、当社技術・研修センターの建設及びその関連工事等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの設備投資等の資金として、金融機関より長期借入金として2,800百万円の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

中長期的な会社の経営戦略として、当社グループが永続的な成長を実現するためには、お客様の事業活動におけるサステナビリティに寄与することを目的とした建物設備メンテナンスを安定的に拡大し、より強固な経営基盤を構築していくことが必要であると考えております。その実現に向けた施策として、お客様からの「日本空調に仕事を任せて本当に良かった、これからも頼むよ」とのご評価のもと、契約の更新・拡大を図ってまいります。そして、毎年着実に新規のお客様を獲得できるよう、お客様の事業価値の向上に貢献する高い技術力とサービス力を「日本空調ブランド」と位置付け、提供するサービスの質の絶え間ない向上を掲げ、競争力を高めてまいります。

また、内部統制システムに関する整備・運用の状況につきましては、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性等を適切に構築しており、引き続き、コンプライアンス及びリスク管理体制の充実を図り、社内管理体制の強化に取り組んでまいります。

会社の対処すべき課題に取り組むとともに、その目的と手段を間違えることなく、企業価値拡大に資する成長戦略（競争優位性の強化）に注力し、中長期的な視点の経営を行うためのコーポレートガバナンスの充実を進めてまいります。

さらに、「何事にも誠実であることを基本姿勢とし、よりよい結果を目指す努力を惜しまず、あらゆるステークホルダーと納得いくまで対話を行い、最後まで成し遂げる信念をもって実現させる」という当社グループが正しいと考えるあり方をもとに、フェアにやるという企業風土の醸成を一層推進するためのコンプライアンスを充実させてまいります。

〈2024中期5ヵ年経営計画における対処すべき課題〉

- ① 最大の財産である従業員のパフォーマンスを最大化させるエンゲージメントの向上
→社員エンゲージメントスコア 70pt以上の維持を目指す。
- ② 高品質サービスの中核となる従業員の技術力を向上させるためのコア技術力指数の向上
→コア技術力指数CAGR 3%以上を目指す。
※コア技術力指数：当社が独自に設定している技術力指数（公的資格取得数×資格点数÷従業員数）の内、より本業の成長と相関が高いと考えられる公的資格による技術力指数
- ③ 特殊な環境を有する施設を中心とした、事業活動のサステナビリティ向上を目指すお客様への傾注
→特殊な環境を有する施設と一般的な施設の売上高比率は7：3を目安とする。
※特殊な環境を有する施設：「病院及び研究施設」「製造工場等」「その他の特殊な施設」
- ④ お客様の事業活動のサステナビリティを向上させるための省エネ提案の強化
→お客様の事業活動における温室効果ガス排出量の削減（年間10,000t-CO₂以上）を目指す。

- ⑤ 事業活動のサステナビリティを向上させるための海外事業の拡大と強化
→海外売上高35億円、海外営業利益1.75億円（海外営業利益率5％）の達成を目指す。
- ⑥ サステナブルな全てのステークホルダーの幸せ向上を達成するための利益水準の維持
→売上高の持続的な成長を前提に、当該計画期間中の平均営業利益率6％程度の維持を目指す。
- ⑦ 企業価値創造に必要なとなる資本コストを上回る資本生産性の維持
→8％程度の株主資本コストを上回る、当該計画期間中の平均ROE 10％程度の維持を目指す。
- ⑧ サステナブルな株主還元の実施
→1株当たり年間配当金の下限40円、配当性向50％程度、純資産配当率5％程度を目指す。

当社グループは、パーパスである「お客様の事業活動のサステナビリティに寄与し、社会全体の価値向上を図る」について、「いき、続けるために。」という言葉で表現しております。

この「いき」には「息」「生き」「活き」等の意味が含まれております。建物設備メンテナンスを通じて、お客様の施設の安定稼働と省エネの両立による施設運営最適化を実現させることで人々の「生きる（活きる）」を支えるという、当社グループの「目指すべき方向」を見失わないように、企業価値の拡大を推進しております。

その要となる「人的資本の価値向上」の加速を目的とした技術・研修センターが2024年11月に竣工し、2025年4月より本格稼働を開始いたしました。現在、当社グループは全国に営業展開を実施しており、地域毎の顧客特性や取り扱う機器等、戦略変数が多岐にわたりますが、当該センターでは、クリーンルーム・機械室等のメンテナンス現場を再現した研修設備を備えているため、より実際の現場に近い環境で技術力を養うことができます。

新入社員向けの研修だけでなく、既存社員向けに環境分析や設備能力診断といった当社グループの付加価値向上に繋がる研修も開催しており、今後も従業員一人ひとりの総合的なスキルアップを図る戦略拠点として活用してまいります。多くのお客様に、より一層の高品質サービスをご提供できるよう、引き続き人的資本の価値向上に取り組んでまいります。

また、当社グループの付加価値創出力を更に向上させるため、太陽光発電事業による製造工場等へのアプローチ強化、バリデーションサポートによる医薬品製造施設等への深耕開拓、新たな空間除染手法による医薬・医療施設等への新規開拓、海外展開の拡大と強化を加速させてまいります。

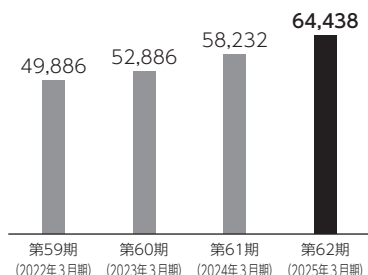
これらの取り組みを中心として、本業の競争優位性を高めるために「やるべきことをやる。」ことで、業界におけるポジションを一層高め、「建物設備メンテナンス業界のリーダー」として、企業価値拡大に資する当社グループ独自のビジネスモデルの構築を進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

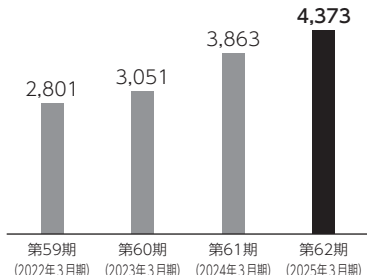
区 分	第 59 期 (2022年3月期)	第 60 期 (2023年3月期)	第 61 期 (2024年3月期)	第 62 期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高 (百 万 円)	49,886	52,886	58,232	64,438
経 常 利 益 (百 万 円)	2,801	3,051	3,863	4,373
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,821	1,940	2,725	3,102
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	81.35	56.67	79.40	89.98
総 資 産 (百 万 円)	35,140	37,561	42,949	48,568
純 資 産 (百 万 円)	20,482	21,705	24,212	26,124

(注) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

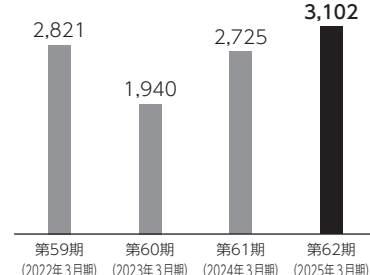
売上高 (単位：百万円)



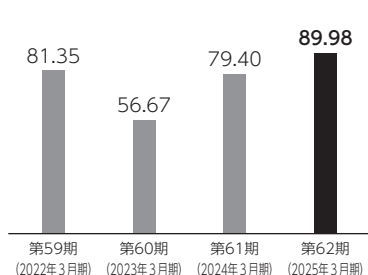
経常利益 (単位：百万円)



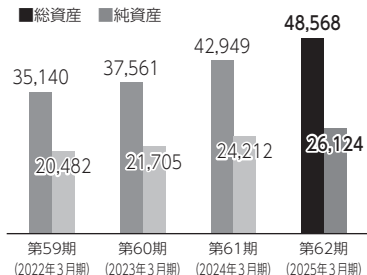
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百 万 円)	当社の出資 比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
日本空調システム株式会社	90	100.0	建物設備の維持管理業務 及びリニューアル工事業務
株式会社日本空調北陸	30	100.0	建物設備の維持管理業務 及びリニューアル工事業務
株式会社日本空調東北	65	100.0	建物設備の維持管理業務 及びリニューアル工事業務
日空ビジネスサービス株式会社	30	100.0	建物設備等の維持管理業務の技術者 派遣
イーテック・ジャパン株式会社	10	100.0	建物設備の維持管理業務 及びリニューアル工事業務
蘇州日空山陽機電技術有限公司	400 (千USD)	80.6	精密機械設備のメンテナンス 及びリニューアル工事業務
上海日空山陽国際貿易有限公司	510 (千CNY)	80.6 (80.6)	機器販売・据付及びそれらに係る修繕 業務
Evar Air-conditioning & Engineering Pte Ltd	200 (千SGD)	100.0 (100.0)	空調メンテナンスサービス業
NACS Singapore Pte. Ltd.	10 (百万SGD)	100.0	投資、経営及び技術コンサルタント
NACS KUCHO(THAILAND) CO., LTD.	10 (百万THB)	49.0 (49.0)	総合建物設備メンテナンスサービス業
NACS ENGINEERING VIETNAM CO., LTD.	700 (千USD)	100.0 (100.0)	総合建物設備メンテナンスサービス業
NACS Engineering Myanmar Co., Ltd.	600 (千USD)	100.0 (100.0)	総合建物設備メンテナンスサービス業

- (注) 1. 当社子会社12社はすべて連結子会社であります。
2. 当社の出資比率の欄の()内は、間接保有比率であり内数であります。
3. NACS Singapore Pte. Ltd.のNACS KUCHO(THAILAND) CO., LTD.への出資比率は100分の50以下であります
が、実質的に支配しているため、連結子会社としております。
4. NACS Singapore Pte. Ltd.は特定子会社に該当しております。
5. 2024年6月付で、NACS Singapore Pte. Ltd.はEvar Air-conditioning & Engineering Pte Ltdの100千SGDの
増資を受け、Evar Air-conditioning & Engineering Pte Ltdの資本金は200千SGDとなっております。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

種 類	主 要 な 内 容
建 物 設 備 メ ン テ ナ ンス	空調設備をはじめとする建物設備（空調・電気・消防・給排水・衛生設備等）のメンテナンスを主としたサービス
建 物 設 備 工 事	空調設備をはじめとする建物設備（空調・電気・消防・給排水・衛生設備等）のリニューアル工事及び新築工事

- (注) 当社グループはメンテナンスサービスとリニューアル工事を一体化した事業を単一の報告セグメントとし、記載を省略しております。

(8) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 当社の本社 名古屋市名東区照が丘239番2

② 当社の支店等

名	称	所 在 地	名	称	所 在 地
北 海 道	支 店	札幌市東区	岐 阜	支 店	岐阜県岐阜市
筑 波	支 店	茨城県つくば市	三 重	支 店	三重県津市
東 京	支 店	東京都江東区	大 阪	支 店	大阪府箕面市
関 東	支 店	東京都八王子市	中 四 国	支 店	広島市西区
横 浜	支 店	横浜市神奈川区	九 州	支 店	福岡市博多区
静 岡	支 店	浜松市中央区	F M	管 理 部	東京都江東区
名 古 屋	支 店	名古屋市名東区			

③ 子会社

名	称	所 在 地	名	称	所 在 地
日本空調システム株式会社		名古屋市東区	上海日空山陽国際貿易有限公司		中国 上海市
株 式 会 社 日 本 空 調 北 陸		富山県富山市	Evar Air-conditioning & Engineering Pte Ltd		シンガポール
株 式 会 社 日 本 空 調 東 北		仙台市太白区	NACS Singapore Pte. Ltd.		シンガポール
日空ビジネスサービス株式会社		名古屋市名東区	NACS KUCHO(THAILAND) CO., LTD.		タイ バンコク市
イーテック・ジャパン株式会社		東京都江東区	NACS ENGINEERING VIETNAM CO., LTD.		ベトナム ハノイ市
蘇州日空山陽機電技術有限公司		中国 江蘇省	NACS Engineering Myanmar Co., Ltd.		ミャンマー ヤンゴン市

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数
2,210名	+56名

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数には臨時雇用者数 (契約社員、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員) 1,008名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

① 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,225百万円
株 式 会 社 あ い ち 銀 行	433百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	425百万円
株 式 会 社 北 陸 銀 行	328百万円
株 式 会 社 福 井 銀 行	328百万円
株 式 会 社 富 山 銀 行	288百万円
株 式 会 社 富 山 第 一 銀 行	288百万円
株 式 会 社 東 邦 銀 行	190百万円
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	100百万円

(注) 株式会社愛知銀行は、2025年1月1日付で株式会社中京銀行と合併し、商号を株式会社あいち銀行に変更しております。

② 貸出コミットメント契約の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とした貸出コミットメント契約を締結しております。

銀 行 名	借 入 極 度 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,800百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	600百万円
株 式 会 社 あ い ち 銀 行	300百万円
株 式 会 社 三 十 三 銀 行	300百万円
合 計	3,000百万円

(注) 株式会社愛知銀行は、2025年1月1日付で株式会社中京銀行と合併し、商号を株式会社あいち銀行に変更しております。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 72,000,000株
- (2) 発行済株式総数 35,784,000株
- (3) 株主数 13,138名
- (4) 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,703	10.7
日本空調サービス従業員持株会	2,535	7.3
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,758	5.1
株式会社三菱UFJ銀行	1,640	4.7
株式会社あいち銀行	1,336	3.9
東京海上日動火災保険株式会社	1,128	3.3
重田康光	1,003	2.9
岐阜信用金庫	800	2.3
K I A F U N D 1 3 6	656	1.9
常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店		
岡地修	578	1.7

(注) 1. 当社は、自己株式（1,206千株）を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 株式会社愛知銀行は、2025年1月1日付で株式会社中京銀行と合併し、商号を株式会社あいち銀行に変更しております。

(5) 当事業年度に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、当事業年度中に交付した株式報酬は以下のとおりであります。なお、2024年7月19日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議しております。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	20,600株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. 会社役員に関する事項(3)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称 (発行決議日)	新株 予約権 の数	目的となる 株式の種類と数 (1個当たりの株式の数)	1個当たり 払込金額	1株当たり 権利行使価格	権利行使期間	保有状況
第3回新株予約権 (2014年7月31日)	22個	普通株式8,800株 (400株)	130,600円	1円	2014年8月19日から 2044年8月18日まで	取締役 1名
第4回新株予約権 (2015年7月31日)	11個	普通株式4,400株 (400株)	185,200円	1円	2015年8月19日から 2045年8月18日まで	取締役 1名
第5回新株予約権 (2016年7月29日)	15個	普通株式6,000株 (400株)	178,000円	1円	2016年8月17日から 2046年8月16日まで	取締役 1名
第6回新株予約権 (2017年7月31日)	12個	普通株式4,800株 (400株)	220,400円	1円	2017年8月17日から 2047年8月16日まで	取締役 1名
第7回新株予約権 (2018年7月13日)	10個	普通株式4,000株 (400株)	262,000円	1円	2018年8月1日から 2048年7月31日まで	取締役 1名
第8回新株予約権 (2019年7月12日)	27個	普通株式10,800株 (400株)	211,600円	1円	2019年7月31日から 2049年7月30日まで	取締役 2名
第9回新株予約権 (2020年7月15日)	41個	普通株式16,400株 (400株)	192,800円	1円	2020年8月4日から 2050年8月3日まで	取締役 3名

- (注) 1. 2016年4月1日付で普通株式1株を2株に分割しており、「目的となる株式の数」は調整されております。
2. 社外取締役及び監査役は新株予約権を保有しておりません。
3. 「権利行使価格」は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」をいいます。
4. 新株予約権の行使条件
- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2025年3月31日現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
依 藤 敏 明	代 表 取 締 役 社 長	
諏 訪 雅 人	取締役上席執行役員人事部長	日空ビジネスサービス株式会社取締役
白 石 一 彦	取締役上席執行役員事業部門統括	日本空調システム株式会社取締役 株式会社日本空調北陸取締役 株式会社日本空調東北取締役
西 川 博 志	取 締 役	株式会社日本空調北陸代表取締役社長
田 中 登 志 男	取 締 役	税理士法人アイオン代表社員
東 本 強	取 締 役	
北 川 ひ ろ み	取 締 役	弁護士法人GROWTH代表社員 南山大学法務研究科教授 株式会社エイチーム社外取締役（監査等委員）
淵 野 壽 士	常 勤 監 査 役	株式会社日本空調東北監査役 イーテック・ジャパン株式会社監査役
小 林 正 博	常 勤 監 査 役	日本空調システム株式会社監査役 株式会社日本空調北陸監査役 日空ビジネスサービス株式会社監査役
中 島 雅 利	監 査 役	
寺 澤 実	監 査 役	公認会計士寺澤会計事務所代表

(注) 1. 取締役田中登志男氏、東本強氏及び北川ひろみ氏は、社外取締役であります。

2. 監査役中島雅利氏及び寺澤実氏は、社外監査役であります。

3. 当社は、取締役田中登志男氏、東本強氏及び北川ひろみ氏、監査役中島雅利氏及び寺澤実氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

4. 監査役中島雅利氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 監査役寺澤実氏は、公認会計士・税理士の資格を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 責任限定契約について

- (1) 当社と、非業務執行取締役である西川博志氏、田中登志男氏、東本強氏、北川ひろみ氏及び監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- (2) 当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、5百万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としております。

7. 2024年4月1日付で、依藤敏明氏は代表取締役社長に就任しております。

8. 2024年6月21日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって、取締役田中洋二氏は、任期満了により退任し、相談役に就任しております。

9. 2024年6月21日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって、取締役室谷敏明氏は、任期満了により退任しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は被保険者が負担することとなる会社役員としての業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合の損害を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年6月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1) 個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額または算定方法

固定報酬は、2006年6月22日開催の第43回定時株主総会で決定した報酬総額の限度内（年額240百万円以内、使用人分給与を除く。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は6名（うち社外取締役は1名））において、各役員が担う役割、責務等に応じて決定しております。

2) 業績連動報酬等について業績指標の内容、額または数の算定方法

業績連動報酬等は、2006年6月22日開催の第43回定時株主総会で決定した報酬総額の限度内（年額240百万円以内、使用人分給与を除く。）において、対象期間の営業利益（連結）の1%または年間の配当金総額の5%いずれか低い方を報酬限度額とし、役員賞与を支給します。

3) 非金銭報酬等の内容、「額もしくは数」または「算定方法」

a 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等は、2021年6月18日開催の第58回定時株主総会で決定した報酬総額の限度内（年額50百万円以内、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名）において、株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、株価情報及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、譲渡制限付株式を割り当てます。

b 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記dに定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

c 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の総数100,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。

なお、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定します。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができません。

d 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(i) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会が定めるいずれの地位をも喪失する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

(ii) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役その他当社取締役会が定めるいずれの地位をも喪失した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、本割当株式のうち、上記(i)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(iii)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(iii) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役その他当社取締役会が定めるいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役その他当社取締役会が定めるいずれの地位をも喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(iv) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社の取締役その他当社取締役会が定めるいずれの地位をも喪失することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当

株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

4) 1)、2)、3)の割合（構成比率）

1)、2)、3)の各構成割合は決定しておりません。但し、過去3年間の構成割合の実績値は次のとおりであり、各事業年度の業績等により変動いたします。

固定報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝70～85％：5～15％：5～15％

5) 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

- a 固定報酬は金銭とし、在任中に毎月定期的に支給します。
- b 業績連動報酬等は金銭とし、毎年一定の時期に支給します。
- c 非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、毎年一定の時期に割り当てます。

6) 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

- a 委任を受ける者の氏名または当該会社での地位・担当
代表取締役社長
- b 委任する権限の内容
 - 1)の個人別の金額
- c 権限の適切な行使のための措置がある場合はその内容
該当事項はありません。

7) 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動等 報酬	非金銭等 報酬	
取締役 (うち社外取締役)	139 (22)	119 (22)	—	19 (—)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	45 (16)	45 (16)	—	—	4 (2)
合計 (うち社外役員)	184 (38)	165 (38)	—	19 (—)	13 (5)

- (注) 1. 上表には、2024年6月21日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等（金銭報酬）については2021年6月18日開催の取締役会にて決議しました「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」（以下、「決定方針」という。）に基づき、役員賞与引当金繰入額を計上し、株主総会でご承認いただき7月に支給しておりましたが、2024年9月に新設した報酬委員会において、「決定方針」について審議・検討を行った結果、2025年5月13日開催の取締役会にて「決定方針」の改定を決議し役員賞与を廃止いたしました。これにより、今後の業績連動報酬等（金銭報酬）は、社外取締役が過半数を占め、かつ議長を務める報酬委員会での審議において中期経営計画で目標と定める財務指標①売上高（連結）、②経常利益（連結）、③社員数（連結）、④1株当たり当期純利益、⑤株価の5項目、及び非財務指標としてエンゲージメントスコア、技術力係数、CO₂削減などの目標数値の達成度、進捗状況などの審議を踏まえ、取締役会の決議により決定し、固定報酬とあわせて在任中の7月から翌年6月に定額を支給する予定としております。
4. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であり、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」のとおりであります。また、当事業年度における支給状況は「2. 会社の株式に関する事項(5)当事業年度に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
5. 監査役の報酬限度額は、2012年6月22日開催の第49回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
6. 取締役会は、代表取締役社長依藤敏明氏に対し各取締役の固定報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	田 中 登 志 男	税理士法人アイオン 代表社員	特別な関係はありません。
取締役	北 川 ひ ろ み	弁護士法人GROWTH 代表社員 南山大学法務研究科 教授 株式会社エイチーム 社外取締役（監査等委員）	特別な関係はありません。
監査役	寺 澤 実	公認会計士寺澤会計事務所 代表	特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

特記すべき事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	田 中 登 志 男	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、公認会計士としての専門的知識と豊富な経験に基づき、当社の重要な経営判断の場において意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会の委員長及び報酬委員会の委員を務めており、両委員会において、専門的知識や経験を踏まえ、適宜発言を行っております。
取締役	東 本 強	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、保有するMBAに関する専門的知識及び延べ10年以上にわたる海外駐在で培った豊富な実務経験を基に、当社グループが進める海外展開に関する適切な助言を行い、当社グループの経営管理の強化に貢献しております。また、指名諮問委員会の委員及び報酬委員会の委員長を務めており、両委員会において、専門的知識や経験を踏まえ、適宜発言を行っております。
取締役	北 川 ひ ろ み	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、弁護士としての専門的知識と豊富な経験に基づき、当社の重要な経営判断の場において意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしております。また、コンプライアンス委員会の委員として、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について適宜、適切な発言を行っております。加えて、指名諮問委員会及び報酬委員会の委員も務めており、両委員会において、専門的知識や経験を踏まえ、適宜発言を行っております。
監査役	中 島 雅 利	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、長きにわたる金融機関での豊富な経験により培った財務及び会計に関する専門的知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。加えて、報酬委員会のオブザーバーとして、専門的知識や経験を踏まえ、適宜発言を行っております。
監査役	寺 澤 実	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、公認会計士としての専門的知識と豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	35百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社においては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する体制

当社が、業務の適正を確保するための体制について取締役会で決議した内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役及び使用人の行動指針として、経営理念、企業行動規範及びコンプライアンス管理規程を定め、その周知を目的として定期的な研修等を実施する。
 - 2) 企業価値向上にとって有効かつ効率的な内部統制システムの構築とその運用、推進を図るため、内部統制部門を設ける。
 - 3) 法令遵守の課題に対応するため、社外委員を含めたコンプライアンス委員会を設ける。
 - 4) 企業行動規範、コンプライアンス管理規程等の違反を早期に発見し解決するため内部通報制度を活用する。
 - 5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係を持たないための方針を企業行動規範に明確に定め、適切に対応する。
 - 6) 財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及びこれらの継続的な見直しを行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令及び社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）の保存、管理を適切に行う。
 - a 株主総会議事録及び関連資料
 - b 取締役会議事録及び関連資料
 - c その他重要会議議事録及び関連資料
 - d 稟議書及び関連資料
 - e その他取締役の職務に関する重要な書類
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 事業の存続と経営目標を達成するため、リスク管理規程を設け、組織、責任者、リスクの識別、発生の可能性、会社への影響度の測定等のリスク管理の体制と基準を定める。
 - 2) リスク管理の実効性を確保するために、リスク管理委員会を設ける。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、経営管理の意思決定と執行を明確に区分し、取締役会は、重要な経営に関する意思決定と各取締役の業務執行に関する監督を行い、事業運営の指針となる中期経営計画を策定する。各業務執行部門は、その実現に向けた具体的実施策を立案し実行をする。内部監査部門は、経営管理と統制の有効性を評価し、改善に向けた提言等を行う。

- ⑤ 当社グループの業務の適正を確保するための体制及び取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制
- 1) 経営理念、企業行動規範等の行動指針を共有し、原則として全ての子会社に当社の内部統制システムの適用、整備を行う。
 - 2) 関係会社管理規程に基づき、当社グループの経営を管理し、状況に応じて主要な子会社に取締役又は監査役を派遣して経営を把握する。
 - 3) 関係会社管理規程において、当社に対するグループ各社の重要情報等の報告事項を定め、適時、報告を受ける。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役の必要に応じて監査役の職務を補助するための独立性を持った監査役補助者を置くこととし、当該補助者は、監査役の指揮命令に服し、その人事評価・異動・懲戒等については、予め監査役会の同意を得る。
- ⑦ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が報告したことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 監査役に報告すべき事項は、漏れなく遅滞なく報告される体制を構築する。
 - 2) 監査役に報告する事項は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、法令及び定款に関する事項、内部監査状況、リスク管理に関する重要な事項等とする。
 - 3) 監査役は、必要に応じて取締役又は使用人に対し、重要事項等に関する報告を求めることができる。
 - 4) 監査役に報告をした者に対し報告をしたことを理由として不利な扱いをしない。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役が当社及び子会社の取締役会他重要会議に出席し、各社の稟議書その他の重要書類を閲覧し、必要に応じて説明を求めることができる体制を確保する。
 - 2) 監査役が取締役、会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換ができる場を設ける。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役及び使用人の行動指針として、経営理念、企業行動規範及びコンプライアンス管理規程を定めております。また、コンプライアンスに関する意識の定着を目的として、国内グループ会社の使用人を対象としたコンプライアンス研修を実施すると共に、海外を含めたグループの使用人に経営理念、企業行動規範等を記載した「CREDO CARD」を配布し、常時携帯すべく周知しております。
- 2) 内部統制システムの構築とその運用、推進を所管する内部統制部門が主体となり、当社及び国内グループ会社統一の「内部統制システム構築の基本方針（以下、「同基本方針」という。）」を制定し、評価表による整備・運用状況のモニタリングを実施しております。主要な海外グループ会社においても同基本方針を制定しております。また、当年度は業務フローの現状確認及び現地特有リスクの情報収集等を目的として現地を訪問しました。今後も各社における事業活動の進捗度合いに応じて、整備・運用を充実させてまいります。
- 3) 当社は、法務担当取締役を委員長として、社外取締役、顧問弁護士等で構成するコンプライアンス委員会を設置しております。同委員会では、当社のコンプライアンス体制の構築、維持、向上及び改善に取り組んでおります。また、同委員会の委員であるガバナンス統括部長はリスク管理委員会の委員長も兼任しており、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の連携を図っております。
- 4) 内部通報制度の整備・運用については、当社及び国内グループ会社において当社グループ共通のコンプライアンス管理規程及び内部通報制度規則を定め、法令等違反の早期発見と解決に取り組んでおります。なお、内部通報窓口については、通報者保護を念頭とした対応を踏まえた啓蒙活動を継続すること等により、安心して利用できる環境を整備しております。引き続き信頼性が高く、機能を発揮できる運用促進に取り組んでまいります。また、海外グループ会社においては、中国の子会社で既に導入しており、今後は順次導入を進めてまいります。
- 5) 反社会的勢力との一切の関わりを排除すべく、当社グループでは原則として協力会社等との間で、基本契約書又は反社会的勢力排除に関する覚書を締結しております。
- 6) 財務報告の適正性確保のため、内部統制部門は内部監査部や経理部他関係部門と連携をとり、必要に応じた改善提案、指導又は再発防止の取り組みを行っております。また、その結果については、取締役会及び監査役会に報告することで情報の共有を図っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行やその他業務執行部門の重要情報の保存及び管理に関する体制として、文書取扱規程、文書保存期間一覧表及び文書取扱マニュアル等により、重要文書の保存、管理についての規程を整備・運用しております。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理の実効性を確保するため、当社及び国内グループ会社のリスク管理規程等に基づき設置された各社のリスク管理委員会では、リスクの洗い出しや発生の可能性、会社への影響度の測定等を実施し、リスク軽減を図っております。また、各社合同のリスク管理委員会を開催することにより、国内グループ全体のリスクマネジメント活動状況について共有を図っております。そして、ガバナンス統括部長がリスク管理委員長とコンプライアンス委員を兼任することにより、両委員会の連携を図っております。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、定款、法令及び社内規程に従って、重要な経営の意思決定を行っております。また、取締役会の下部組織である経営会議では、取締役会決議事項の実質的な討議と業務執行に係る重要な意思決定の一部を担うことにより、取締役会においての機動的な意思決定と監督機能の強化を図っております。

⑤ 当社グループの業務の適正を確保するための体制及び取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

当社グループの管理体制、情報入手並びに当社の取締役会及び監査役会への報告体制の整備・運用のため、関係会社管理規程を定めております。国内グループ会社においては、各社の統括管理を担う関係会社担当取締役及び経営企画部長が情報を集約し、代表取締役、取締役会及び監査役会へ定期的に報告しております。また、海外グループ会社においても同様に、関係会社担当取締役及び海外部長による情報収集体制を構築しており、事業活動の進捗状況に応じ、報告体制の整備・運用を強化し、その実効性を確保しております。以上より、当社グループからの適正かつ迅速な報告体制を今後も継続してまいります。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項

監査役の求めに応じて、取締役からの独立性を持った監査役補助者を置くことができる旨を監査役補助者規則で定めております。

- ⑦ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が報告したことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制について、その旨を役員一般規程、就業規則で定めております。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行にかかる費用については、事業年度ごとに予算計上しておりますが、監査役が当該費用の前払等の請求をしたときは当該監査役の職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を会社が負担する旨を役員一般規程で定めております。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、当社及び子会社の取締役会他重要会議に出席すると共に取締役会議事録等の重要文書を閲覧し、必要に応じて説明を求めています。
- 2) 監査役が取締役、使用人及び会計監査人等と定期的な情報交換できる場を設ける旨を役員一般規程、就業規則で定めております。当年度につきましては、代表取締役（1回）、社外取締役（3回）及び会計監査人（6回）との意見交換を定期的に行っております。またその他の取締役、執行役員については、必要に応じ意見交換を行っております。

なお、当社グループの業務の適正をより一層確保するため、内部統制システムを主管するガバナンス統括部において、体制全般に関する社内展開を促進しております。今後も国内外を対象とした継続的な周知徹底と、必要に応じた見直し及び改善に努めてまいります。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

7. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	28,662	流動負債	16,696
現金及び預金	8,996	支払手形・工事未払金等	6,360
受取手形	420	電子記録債務	2,778
電子記録債権	1,279	短期借入金	550
売掛金	8,599	1年内返済予定の長期借入金	699
完成工事未収入金	6,483	未払金	696
契約資産	1,585	未払費用	3,210
未成工事支出金	605	未払法人税等	999
原材料及び貯蔵品	17	契約負債	757
未収入金	182	役員賞与引当金	41
その他の	503	受注損失引当金	7
貸倒引当金	△11	その他の	594
固定資産	19,905	固定負債	5,747
有形固定資産	12,929	長期借入金	2,356
建物	5,339	繰延税金負債	96
機械及び装置	807	役員退職慰労引当金	116
土地	5,587	執行役員退職慰労引当金	46
建設仮勘定	622	退職給付に係る負債	3,029
その他の	572	資産除去債務	67
無形固定資産	73	その他の	34
ソフトウェア	52	負債合計	22,443
その他の	20	純資産の部	
投資その他の資産	6,901	株主資本	22,323
投資有価証券	6,094	資本剰余金	1,139
繰延税金資産	454	資本剰余金	1,164
その他の	358	利益剰余金	20,761
貸倒引当金	△5	自己株式	△742
資産合計	48,568	その他の包括利益累計額	3,482
		その他有価証券評価差額金	3,367
		為替換算調整勘定	126
		退職給付に係る調整累計額	△11
		新株予約権	119
		非支配株主持分	198
		純資産合計	26,124
		負債純資産合計	48,568

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目							金	額
売上	売上	上	上	原	高	益		64,438
販	費	及	上	総	価	益		51,479
営	業	業	外	管	利	益		12,958
	受	取	取	収	当	息	16	8,767
	受	取	取	配	当	金	159	
	保	取	替	配	金	金	1	
	受			保	益	益	3	
	為			の	差	他	6	
営	業	外	の	費	用		32	218
	支	金	調	達	利	息	25	
	資			の	費	用	3	
	そ			の	利	他	7	36
特	別	常	利	益	益			4,373
	固	資	産	売	却	益	0	
特	投	有	証	券	売	却	4	5
	別		損	失				
	定	資	産	売	却	損	0	
	固	定	産	除	却	損	16	
	減			損		失	0	
	関	係	出	金	評	価	0	17
	税	等	整	前	当	純		4,361
	法	人	住	民	税	及	1,546	
	法	人	税	等	調	整	△295	1,250
当	期	純	利	益				3,110
	非	支	配	株	主	に		8
親	会	社	株	主	に	帰		3,102
	社	株	主	に	帰	属		
	当	期	純	利	益			

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	19,099	流動負債	12,782
現金及び預金	4,807	支払手形	44
受取手形	411	支子記録債	1,984
電子記録債権	1,097	買掛金	2,588
売掛金	6,400	工事未払金	1,825
完成工事未収入金	4,805	関係会社短期借入金	1,050
契約資産	610	1年内返済予定の長期借入金	499
未成工事支出金	426	リース債	9
原材料及び貯蔵品	6	未払金	632
未収入金	258	未払費用	2,650
その他の金	275	未払法人税等	679
貸倒引当金	△1	未払消費税等	296
固定資産	17,411	契約負債	398
有形固定資産	9,492	預受注損引当金	120
建物	3,719	固定負債	1
機械及び装置	104	長期借入金	3,713
車両運搬具	0	退職給付引当金	1,583
工具、器具及び備品	323	資産除却負債	27
土地	4,699	繰延税金負債	2,073
リース資産	34	繰延税金負債	6
建設仮勘定	612	その他の負債	21
無形固定資産	49	負債合計	0
ソフトウェア	34	純資産の部	16,495
その他の金	14	株主資本	16,699
投資その他の資産	7,869	資本剰余金	1,139
投資有価証券	5,751	資本剰余金	801
関係会社株式	1,486	資本剰余金	362
出資金	0	資本剰余金	438
関係会社出資金	36	利益剰余金	15,506
従業員に対する長期貸付金	23	利益剰余金	122
関係会社長期貸付金	808	利益剰余金	15,383
長期前払費用	77	研究開発積立金	200
敷金及び保証金	99	固定資産圧縮積立金	94
その他の金	65	別途積立金	5,858
貸倒引当金	△481	繰越利益剰余金	9,230
資産合計	36,511	自己株式	△747
		評価・換算差額等	3,196
		その他有価証券評価差額金	3,196
		新株予約権	119
		純資産合計	20,015
		負債純資産合計	36,511

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目								金	額
売上高	売上高	売上高	売上高	売上高	売上高	売上高	売上高	30,292	45,110
売上高	売上高	売上高	売上高	売上高	売上高	売上高	売上高	14,817	
売上高	売上高	売上高	売上高	売上高	売上高	売上高	売上高	23,803	35,829
売上高	売上高	売上高	売上高	売上高	売上高	売上高	売上高	12,026	
販売費及び一般管理費	販売費及び一般管理費	販売費及び一般管理費	販売費及び一般管理費	販売費及び一般管理費	販売費及び一般管理費	販売費及び一般管理費	販売費及び一般管理費		9,281
営業外収益	営業外収益	営業外収益	営業外収益	営業外収益	営業外収益	営業外収益	営業外収益		6,651
営業外収益	営業外収益	営業外収益	営業外収益	営業外収益	営業外収益	営業外収益	営業外収益		2,629
受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	4	597
受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	525	
受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	0	
受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	40	
受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	0	
受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	13	
受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	2	
受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	10	
受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息		
受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息	受取利息		
支払利息	支払利息	支払利息	支払利息	支払利息	支払利息	支払利息	支払利息	18	111
支払利息	支払利息	支払利息	支払利息	支払利息	支払利息	支払利息	支払利息	3	
支払利息	支払利息	支払利息	支払利息	支払利息	支払利息	支払利息	支払利息	87	
支払利息	支払利息	支払利息	支払利息	支払利息	支払利息	支払利息	支払利息	2	
特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失		3,115
特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	10	11
特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	特別損失	0	
税金引当	税金引当	税金引当	税金引当	税金引当	税金引当	税金引当	税金引当		3,104
法人税	法人税	法人税	法人税	法人税	法人税	法人税	法人税	1,015	726
法人税	法人税	法人税	法人税	法人税	法人税	法人税	法人税	△288	2,377
法人税	法人税	法人税	法人税	法人税	法人税	法人税	法人税		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

日本空調サービス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 楠 元 宏

公認会計士 内 田 宏 季

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本空調サービス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本空調サービス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

日本空調サービス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 楠 元 宏

公認会計士 内 田 宏 季

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本空調サービス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

第62期事業年度においては、往査を中心に子会社を含む取締役・使用人、会計監査人との意思疎通・情報収集、重要な会議等への出席及び監査を行いました。

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議に基づく体制の構築は相当であると認めます。
また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。ただし、運用面については継続的な見直しと改善が必要と考えております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

日本空調サービス株式会社 監査役会

常勤監査役 淵 野 壽 士 ㊞

常勤監査役 小 林 正 博 ㊞

監査役 中 島 雅 利 ㊞
(社外監査役)

監査役 寺 澤 実 ㊞
(社外監査役)

以 上

トピックス

技術・研修センターの竣工

2024年11月、愛知県名古屋市南区に技術・研修センターが完成し、2025年4月より本格稼働を開始いたしました。当該センターでは、クリーンルーム・機械室等のメンテナンス現場を再現した研修設備を備えているため、実際の現場に近い環境で技術力を養うことができます。

新入社員向けの研修だけでなく、既存社員向けに環境分析や設備能力診断といった当社グループの付加価値向上に繋がる研修も開催しており、今後も従業員一人ひとりの総合的なスキルアップを図る戦略拠点として活用してまいります。



所在地	愛知県名古屋市南区
竣工	2024年11月
稼働開始	2025年4月
延床面積	約4,100㎡
規模	地上5階
目的	企業価値拡大の要となる 「人的資本の価値向上」 の加速



▲▼日本空調グループ技術競技会決勝の様子（年に一度開催）



株主総会会場ご案内図

会場

名古屋市中区栄1丁目3番3号

ヒルトン名古屋 5階 金扇の間

TEL : 052-212-1111

交通

地下鉄東山線・鶴舞線「伏見駅」より西へ徒歩約3分



株式事務について

*証券会社に口座がある株主様はお取引の証券会社へお問合せください。

- ・株主名簿管理人
(および特別口座 口座管理機関)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

<連絡先> TEL 0120-232-711 (通話料無料)

(土・日・祝日等を除く午前9時～午後5時)

<ホームページ> <https://www.tr.mufg.jp/daikou/>

よくあるお問合せはQRコードからご確認ください



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

